宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界）から同市（鮎川浜山鳥渡）まで及び同市（鮎川浜黒崎）から同市（一の鳥居）まで
宮城県登米市（津山町横山・国立公園境界）から同市（津山町横山・国立公園境界）まで
宮城県登米市（津山町柳津・国立公園境界）から同市（津山町柳津・国立公園境界）まで

十二　次の運輸施設を追加する。

種類	位置又は区間
船舶運送施設	宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界）から同市（鮎川浜）まで
船舶運送施設	宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界）から同市（大泊）まで

十三　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月三十一日

環境大臣　望月　義夫

一　追加する区域

宮城県石巻市内国有林宮城北部森林管理署五〇二林班から五一二林班まで、五一四林班、五一五林班、五一七林班、五一八林班、五二〇林班から五三二林班まで、五五七林班、五五八林班、五六五林班から五六八林班まで、五七〇林班、五七一林班及び五七四林班の全部並びに五一六林班、五一九林班、五五九林班及び五六九林班の各一部
宮城県石巻市網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、田代浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部
宮城県気仙沼市内国有林宮城北部森林管理署三四六林班の全部及び三五三林班の一部
宮城県気仙沼市本吉町赤牛、本吉町泉沢、本吉町後田、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町午王野沢、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町菅の沢、本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町日門、本吉町谷地及び本吉町蕨野の全部並びに本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉町沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の各一部
宮城県登米市津山町柳津及び津山町横山の各一部
宮城県牡鹿郡女川町内国有林宮城北部森林管理署五三五林班の全部並びに五三六林班及び五三七林班の各一部
宮城県牡鹿郡女川町飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の各一部
宮城県本吉郡南三陸町内国有林宮城北部森林管理署三六六林班及び三七一林班の全部
宮城県本吉郡南三陸町歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字払川、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字樋の口、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、志津川字大森、志津川字蒲の沢、志津川字権現、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字底土、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜及び戸倉字若宮の各一部
これらの地域（国有林を除く。）の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園の特別保護地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月三十一日

環境大臣　望月　義夫

一　追加する区域

宮城県石巻市内国有林宮城北部森林管理署五〇二林班から五〇九林班までの各一部
宮城県石巻市雄勝町分浜の一部
宮城県牡鹿郡女川町江島の一部
宮城県本吉郡南三陸町内国有林宮城北部森林管理署三六六林班及び三七一林班の各一部
宮城県本吉郡南三陸町戸倉字寺浜の一部
これらの地域（国有林を除く。）の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十六条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園の次に掲げる集団施設地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月三十一日

環境大臣　望月　義夫

一　名称及び追加する区域

名称	区域
神割崎集団施設地区	宮城県石巻市十三浜石生及び同県本吉郡南三陸町戸倉字寺浜の各一部
鮎川浜集団施設地区	宮城県石巻市鮎川浜の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十八号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、三陸復興国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年八月環境庁告示第五十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

環境大臣　望月　義夫

第一条第一項に次の三十八号を加える。

四　鮎川浜清崎A地区　宮城県石巻市鮎川浜清崎山の一部
五　鮎川浜清崎B地区　宮城県石巻市鮎川浜清崎山の一部
六　大谷川浜地区　宮城県石巻市大谷川浜の一部
七　大原浜地区　宮城県石巻市大原浜大草山の一部
八　羽坂・桑浜地区　宮城県石巻市雄勝町桑浜の一部
九　立浜地区　宮城県石巻市雄勝町立浜字天神の一部
十　小室地区　宮城県石巻市北上町十三浜字上ノ山の一部
十一　小泊・大室地区　宮城県石巻市北上町十三浜字小泊の一部
十二　小指地区　宮城県石巻市北上町十三浜字浪田の一部
十三　大指地区　宮城県石巻市北上町十三浜字浪田の一部